

○苫小牧市議会委員会条例（昭和 4 2 年条例第 2 号）

改 正 案	現 行
<u>（開催方法の特例）</u> <u>第 1 3 条の 2 委員長は、次に掲げる事由により委員が委員会の招集場所に参集することが困難であると認める場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインの方法」という。）により会議を開くことができる。</u> <u>（1） 重大な感染症のまん延防止又は大規模な災害の発生</u> <u>（2） 公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護その他これらに類する事由であつてやむを得ないと委員長が認めたもの</u> <u>2 前項に規定する場合において、委員は、オンラインの方法により会議に参加しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u> <u>3 オンラインの方法により委員が会議に参加する場合における次条、第 1 5 条第 1 項及び第 2 8 条第 1 項の規定の適用については、当該委員は会議に出席したものとみなす。</u>	新設
<u>（秘密会）</u> <u>第 1 8 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンラインの方法により会議を開く場合は、この限りでない。</u>	<u>（秘密会）</u> 第 1 8 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。
施行期日：公布の日	

○苫小牧市議会会議規則（昭和 4 2 年議会規則第 1 号）

改 正 案	現 行
<u>（開催方法の特例）</u> <u>第 8 7 条の 2 苫小牧市議会委員会条例（昭和 4 2 年条例第 2 号）</u> <u>第 1 3 条の 2 第 2 項の規定により委員長の許可を得て同条第 1 項に規定するオンラインの方法（以下「オンラインの方法」という。）により委員が会議に参加した場合における前条第 1 項、第 8 9 条、第 9 2 条、第 1 0 1 条第 1 項、第 1 1 2 条第 2 項、第 1 3 0 条及び第 1 3 1 条の規定の適用については、当該委員は出席委員とみなす。</u> <u>2 この規則に定めるもののほか、オンラインの方法による会議について必要な事項は、議長が別に定める。</u>	新設
<u>（委員外議員の発言）</u> 第 1 1 0 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席<u>（オンラインの方法による参加を含む。第 1 3 9 条第 1 項において同じ。）</u>を求めて説明又は意見を聞くことができる。	<u>（委員外議員の発言）</u> 第 1 1 0 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席_____を求めて説明又は意見を聞くことができる。
<u>（委員長の発言）</u> 第 1 1 1 条 《略》 <u>2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンラインの方法により会議に参加している場合における同項の適用については、「委員席に着き」とあるのは「参加している場所で」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事の進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事の進行を行うことができない」とする。</u>	<u>（委員長の発言）</u> 第 1 1 1 条 《略》 新設

改 正 案	現 行
<u>(オンラインの方法による表決の特例)</u> <u>第 1 3 2 条 第 1 2 2 条の規定にかかわらず、オンラインの方法により会議に参加している委員（以下この条において「オンライン出席委員」という。）は、表決に加わることができる。</u> <u>2 第 1 2 4 条から第 1 2 8 条まで及び第 1 3 0 条ただし書の規定にかかわらず、オンライン出席委員がいる場合における表決の方法は、オンライン出席委員の可否を発言により、その他の委員の可否を発言又は挙手により同時に確認し、それぞれの可否を合算して多少を認定するものとする。</u>	新設 ※ 表決に関する一般的なルールを適用しない旨を明確化する。なお、表決の方法に異議がある場合は、オンラインの方法によらない会議において投票による表決を行う運用で回避する。
<u>第 1 3 3 条から第 1 3 5 条まで</u> 削除	<u>第 1 3 2 条から第 1 3 5 条まで</u> 削除
第 1 3 9 条 委員会は、審査のため必要があると認めたときは、<u>紹介議員を委員会に出席させて説明を求めることができる。</u> 2 略	第 1 3 9 条 委員会は、審査のため必要があると認めたときは、<u>紹介議員の</u>説明を求めることができる。 2 略
施行期日：公布の日	

○費用弁償の支給について

昭和43 年 7 月 26 日

議会運営委員会で決定

最終改正 令和 年 月 日

苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例第 3 条の規定に基づく費用弁償は
下記の会議に出席した場合に支給する。ただし、オンラインの方法により会議
に出席した場合は、この限りでない。

記

- (1) 本会議
- (2) 常任委員会
- (3) 特別委員会
- (4) 議会運営委員会（委員の代理者及びオブザーバーとしての出席者を含め
る。）

附 則（平成18年3月24日改正）

附 則（令和 年 月 日改正）

- 1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に招集に応じて出席した議会議員に対する費用弁償
については、なお従前の例による。

苦小牧市議会オンラインの方法による委員会への参加に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、苦小牧市議会委員会条例（昭和42年条例第2号。以下「条例」という。）第13条の2の規定によるオンラインの方法による委員会への参加に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(オンラインによる参加の申請)

第2条 委員会にオンラインの方法による参加を希望する委員は、原則として委員会開催日の前日（その日が市の休日にあたるときは、その前日）の午前10時までにオンライン参加申請書（様式第1号）を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の申請書を提出した委員の委員会を招集する場所（以下「委員会室等」という。）への参集が困難であると認めるときは、これを許可するものとする。

(出席が認められるための要件)

第3条 委員長は、オンラインの方法により委員会に参加しようとする委員について、本人の映像及び音声を確認できる場合に限り、会議に出席したものと認めるものとする。

2 オンラインの方法により委員会に出席している委員（以下「オンライン出席委員」という。）について、通信環境や使用機器の不具合等により、オンラインの方法による出席が確認できないときは、委員長は会議を休憩し、復旧を待って委員会等を再開することを基本とする。ただし、速やかな復旧ができないときは、会議にはかつて議事を進めることができるものとする。

(オンライン出席委員の責務)

第4条 オンライン出席委員は、現に委員会室等にいる状態と同様の環境を確保

するため、常に映像及び音声の受信により委員会室等の状態を認識できるようにするとともに、オンライン出席委員の顔が認証できる状態及び必要に応じて音声を送信できる状態にしなければならない。

2 オンライン出席委員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 情報セキュリティ対策を適切に講じるため、議会事務局から貸与されているタブレットを使用し、アプリケーションは「Zoom（ズーム）」を使用すること。

(2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。
ただし、委員長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(3) 委員会に関係しない映像及び音声が入り込まないようにすること。

3 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

4 オンラインにより委員会に参加するために必要な経費は、オンライン出席委員の負担とする。

（秩序保持）

第5条 委員長がオンライン出席委員に対し、条例第20条第2項の規定による退場の措置をとったときは、委員長は回線の遮断により、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

（表決の方法等）

第6条 オンライン出席委員がいる場合においては、投票による表決を行うことができない。

2 委員長は、問題について異義の有無をはかるときは、オンライン出席委員及び委員会室等に出席している委員に同時に行うものとする。

3 表決宣告の際、第4条第1項の状態が確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、オンラインの方法による委員会の運営に関し必要な事項は、議会運営委員会において定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

オンライン参加申請書

年 月 日

委員会

委員長 様

委員名

苫小牧市議会オンラインの方法による委員会への参加に関する要綱第2条第1項の規定により、委員会にオンラインにより参加することの許可を求めます。

1 開催日

年 月 日（ ）

2 オンラインにより参加を希望する理由

（※該当する項目に丸を付けてください。）

重大な感染症のまん延防止・大規模な災害の発生・

公務・疾病・出産・育児・家族の看護又は介護・その他

※公務・疾病・出産・育児・家族の看護又は介護・その他は下のカッコ内に内容を明記してください。

（ ）

3 参加場所

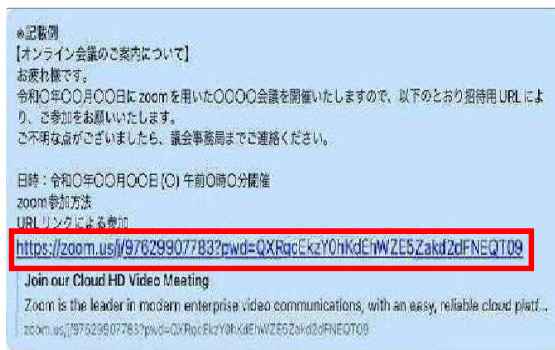
自宅 ・ 事務所 ・ その他（ ）

4 緊急連絡先（通信環境に不具合が生じた際等の連絡先）



◆オンライン会議の参加マニュアル

参加案内



議会事務局より、オンライン会議参加者に対し、ラインワークスの**実務者会議グループ**に招待用URLが配信されます。

URLをクリックし、オンライン会議に参加する手続きを行います。

参加



ビデオプレビュー画面に移行します。
右下の「参加」をクリックします。

待機画面

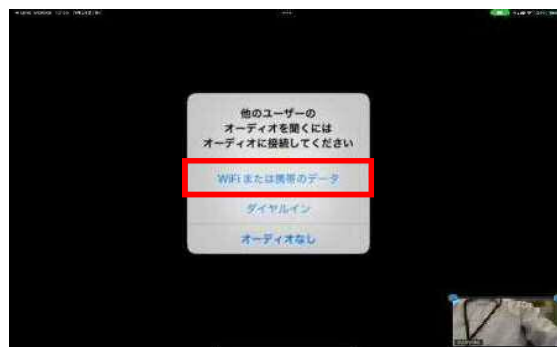


待機画面に移行します。
参加をクリックした会議参加者に対し、事務局が許可を行うことで、会議に参加することができます。
※事務局が処理を行うまで、この画面でお待ちください。

◆オンライン会議の参加マニュアル

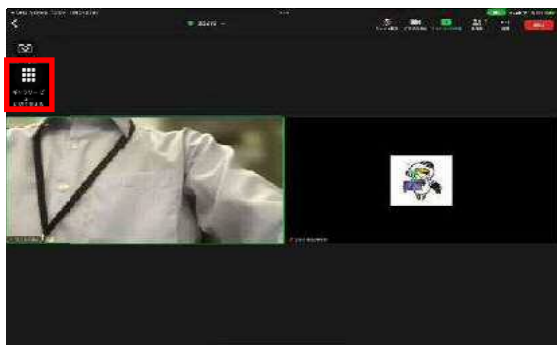


オーディオ
接続設定



オーディオ接続の設定は、「**WiFiまたは携帯のデータ**」をクリックします。

全体視点
切替



左上の「**ギャラリービューに切り替える**」をクリックすると、会議参加者全体を確認することができます。

名前変更



上部の「**参加者**」タブから**自分の名前**をクリックし、「**名前の変更**」を行う。
※初期設定は、タブレット端末名となっているため、氏名をフルネームで入力してください。

◆オンライン会議の参加マニュアル



発言時



●発言する時

会議中に発言を行う場合、「**ミュートを解除**」をクリックします。
※ミュートは音を消す機能です。発言しない場合は、必ずミュート状態としてください。

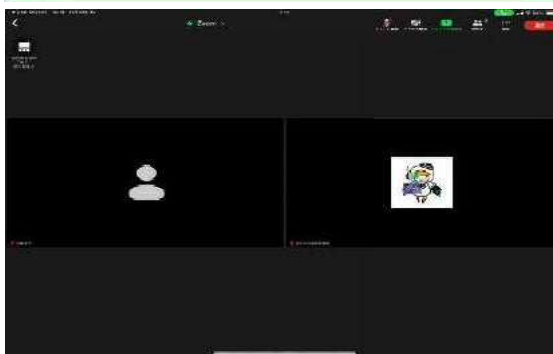
発言後



●発言を終えた時

発言を終えた場合、「**ミュート**」をクリックします。

会議終了



会議が終了した場合、事務局より一括で退出処理を行いますので、個々の退出処理は不要です。